

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）「インド若手科学頭脳循環プログラム（LOTUS）」により受け入れる特別研究学生の授業料の不徴収に関する
取扱いについて

令和 8 年 9 月 1 8 日

プロボスト裁定

- 1 この取扱いは、インドの大学等の研究機関に在籍している大学院学生（修士課程又は博士課程）が、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する「インド若手科学頭脳循環プログラム（LOTUS）」（以下「プログラム」という。）により本学の研究科等において研究指導を受ける場合の、授業料の不徴収に関して定めるものとする。
- 2 プログラムにより受け入れる大学院学生について、東京大学大学院学則（以下「学則」という。）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき研究科等において特別研究学生として受け入れた場合は、学則第 3 5 条の 2 第 4 項に定める「外国の大学と本学との間の協定において検定料、入学料及び授業料（（以下この項において「授業料等」という。）を相互に不徴収とすることを定めている場合」に準ずるものとみなし、授業料を不徴収とする。
- 3 研究所所属の教員がプログラムにより大学院学生を受け入れる場合は、いずれかの研究科等において特別研究学生として受け入れるものとする。

附 則

この裁定は、令和 8 年 1 0 月 1 日から実施し、令和 7 年度以降のプログラムにより採択され、特別研究学生として受け入れる大学院学生に適用する。